

改正後	現 行
<p>第28条 削除</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第55条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「<u>交付する</u>」とあるのは「<u>得る</u>」と、第3項中「<u>前項各号</u>」とあるのは「<u>第6項において準用する前項各号</u>」と、第4項中「<u>第2項</u>」とあるのは「<u>第6項において準用する第2項</u>」と、「<u>記載事項を提供しよう</u>」とあるのは「<u>同意を得よう</u>」と、「<u>記載事項を提供する</u>」とあるのは「<u>同意を得ようとする</u>」と、同項第1号中「<u>第2項各号</u>」とあるのは「<u>第6項において準用する第2項各号</u>」と、第5項中「<u>前項</u>」とあるのは「<u>第6項において準用する前項</u>」と、「<u>提供を受けない</u>」とあるのは「<u>同意を行わない</u>」と、「<u>第2項に規定する記載事項の提供</u>」とあるのは「<u>この条例の規定による書面等による同意</u>」</p>	<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第28条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第55条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、<u>第4項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。</u></p>

意の取得」と読み替えるものとする。